

令和8年9月14日

雇用関係助成金共通要領 Q & A

目次

■申請について	2
Q 1 助成金の種類が多くて、何に取り組めばよいのかわかりません。	2
Q 2 雇用関係助成金の申請には何が必要ですか。	2
Q 3 雇用関係助成金は誰が申請できますか。	2
Q 4 どのような方法で申請できますか。	3
Q 5 どこに申請すればよいですか。	3
Q 6 公募期間はありますか。	3
Q 7 申請期限はありますか。	3
Q 8 郵送の場合、消印有効ですか。	3
Q 9 中小企業事業主の判定は何を基準に行うのですか。	4
Q 10 「常時雇用する労働者の数」は何を基準に計上するのですか。	4
Q 11 風邪を引いたため申請期限当日に窓口に行けず提出できませんでした。やむを得ない理由として認められますか。	4
Q 12 A 11 の「天災その他の理由などで提出することが真に困難であった場合」とは具体的にどのような場合ですか。	4
Q 13 申請を誰かに依頼することはできますか。	5
Q 14 グループ会社の従業員が代理人として申請することは問題ありませんか。	5
Q 15 申請の際に押印は必要ですか。	5
Q 16 助成金の支払先の口座はどのような口座を登録すればよいですか。	5
Q 17 社会保険労務士や弁護士が代理で申請する際に、正しい内容であることを事業主に確認してもらった証明として、申請書類に押印などを求めてもよいですか。	6
■申請後について	6
Q 18 申請したものを取り下げることができますか。	6
Q 19 申請した書類の原本は保存する必要がありますか。	6
Q 20 他省庁や自治体が支給している補助金等と同時に受給することはできますか。	6
Q 21 A 20 の併給調整とは具体的にどのようなものですか。	7
Q 22 社会保険労務士などの代理人が支給申請書を提出した場合、支給決定通知は代理人宛てに送付されるのでしょうか。	7
■不正受給について	7
Q 23 どのような場合に不正受給に該当しますか。	7
Q 24 労働局から適正支給のため調査の協力依頼がありました。協力したほうが良いのでしょうか。	7
Q 25 不正受給した場合、どうなりますか。	8
Q 26 5年間の不支給措置を受けましたが、措置を受けた法人を廃止し、新たな法人を設置した場合、引き続き不支給措置の対象となりますか。	8

■申請について

Q 1 助成金の種類が多くて、何に取り組めばよいのかわかりません。

A 1

雇用関係助成金は、新たな労働者の雇入れや、労働者の職業能力の向上、雇用環境の整備等に取り組んだ事業主等にその経費の一部を助成する制度です。まずは、「[雇用・労働分野の助成金のご案内](#)」のP 3以降の「雇用関係助成金」検索表「助成の対象となる取組」をご覧頂きながら、対象となる助成金をご確認ください。

Q 2 雇用関係助成金の申請には何が必要ですか。

A 2

申請を希望する助成金コースによって、申請書類が異なります。
詳細は下記リンクから各助成金コースの支給要領をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00026.html

申請書類に不備がないよう、必ず事前にチェックしてから提出してください。
その際は、下記リンクのチェックリストをご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001511382.zip>

なお、添付書類を提出する際、原本の提出を求めている添付書類は原本での提出をお願いします。電子申請を行う場合は、原本の写しを提出するようお願いいたします。

これ以外にも、審査に必要な書類として申請先の管轄労働局が求める書類があれば、提出をお願いします。

Q 3 雇用関係助成金は誰が申請できますか。

A 3

原則、雇用保険適用事業所の事業主が申請することができます。この事業主には、株式会社等の営利法人だけでなく、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等の非営利法人も事業主に含まれます。また、雇用保険適用事業所であれば、個人事業主も申請できます。

なお、労働保険料が未納である事業主等は不支給となる等の要件がありますので、詳しくは[雇用関係助成金共通要領](#)（以下「共通要領」）をご確認ください。

Q 4 どのような方法で申請できますか。

A 4

電子申請、郵送、窓口での提出のいずれかにより申請できます。

電子申請の場合は、[雇用関係助成金ポータルサイト](#)から申請できます。

なお、特定求職者雇用開発助成金のみ[電子政府の総合窓口 \(e-Gov\)](#)で申請となります。

申請窓口についてはQ 5を、郵送の場合の申請期限についてはQ 8をご覧ください。

Q 5 どこに申請すればよいですか。

A 5

事業所の住所を管轄する労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、高齢・障害・求職者雇用支援機構となります。

申請する助成金コースによって異なりますので、詳細は下記リンクから申請先をご確認ください。なお、窓口での提出と郵送の場合、提出先が異なる場合がありますので、申請先は必ず事前にご確認くださいようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

Q 6 公募期間はありますか。

A 6

雇用関係助成金には、いわゆる補助金のような公募期間はありません。

Q 7 申請期限はありますか。

A 7

支給申請は、「各助成金別要領」で規定している場合を除き、助成金コースごとに定める日の翌日から起算して2か月以内に行わなければならないと定められています。

詳細は下記リンクから各助成金コースの支給要領をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00026.html

Q 8 郵送の場合、消印有効ですか。

A 8

いいえ、申請期間内に申請先に到達している必要があります。

また、郵送事故の防止のため、簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。なお、支給申請期間の末日が土・日・祝日、年末年始にあたる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。これは、電子申請、郵送、窓口での提出の全てに共通しています。

Q 9 中小企業事業主の判定は何を基準に行うのですか。

A 9

中業企業主の判定は、

①資本金の額もしくは出資の総額

②常時雇用する労働者

のどちらかにより判定します。

詳しくは[共通要領](#) 0202 及び 0502 をご確認ください。

Q10 支給申請事業主が法人である場合、中小企業事業主の要件として規定されている「常時雇用する労働者の数」は何を基準に計上するのですか。

A 10

「常時雇用する労働者の数」とは、法人全体の労働者の数を基準として計上をお願いします。なお、常時雇用する労働者とは、以下2点のいずれも満たす必要があります。

①2か月を超えて使用される者(※1)

②週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等(※2)

※1 実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

※2 現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は概ね40時間である者。ただし、労働基準法の特例として所定労働時間が40時間を上回っている場合は「概ね同等」とは概ね当該所定労働時間を指す。

その他、「各助成金別要領」で規定している場合はそれに従って記載してください。

Q11 風邪を引いたため申請期限当日に窓口に行けず提出できませんでした。支給要領には、やむを得ない理由があるときは、その理由を記した書面を添えて申請することができると書いていましたが、やむを得ない理由として認められますか。

A 11

認められません。

やむを得ない理由とは、天災その他の理由などで提出することが真に困難であった場合に限りまので、余裕をもって申請を行ってください。

Q12 A11の「天災その他の理由などで提出することが真に困難であった場合」とは具体的にどのような場合ですか。

A 12

ここでいう「天災その他支給申請期間内に助成金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由」とは、例えば地震、台風等を理由に支給申請期間内に申請できなかったものが該当します。

その他、判断に迷うようであれば申請先の労働局にご相談ください。

Q13 申請を誰かに依頼することはできますか。

A 13

はい、社会保険労務士や弁護士に代理人として依頼することができます。

なお、雇用関係助成金の申請については、社会保険労務士法により社会保険労務士や社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、業として行ってはならない（ただし、他の法律に別段の定めがある場合を除く。）とされています。

Q14 グループ会社の従業員が代理人として申請することは問題ありませんか。

A 14

支給申請事業主の事業所の従業員以外の者が代理人として申請を行う場合（[共通要領](#) 0901 ロ(イ)c）、反復継続またはその意思がある場合は、社会保険労務士法第 27 条違反の可能性があります。

社会保険労務士第 27 条違反について、詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

Q15 申請の際に押印は必要ですか。

A 15

いいえ、支給申請書に押印は必要ありません。また、内容を訂正する際の訂正印や署名も不要です。

ただし、社内規定等により押印する必要がある場合は、押印頂いても差し支えありません。

Q16 助成金の支払先の口座はどのような口座を登録すればよいですか。

A 16

主に事業の用に供する口座を登録するようお願いします。

具体的には、事業主等が法人であれば当該法人名義の、事業主等が個人であれば当該個人名義の口座で、日常的に事業活動のなかで使用されている口座を登録するようお願いします。

なお、私用で使われている口座の登録をご希望される場合は、必ず事前に申請先の労働局へご相談されるようお願いします。

Q17 社会保険労務士や弁護士が代理で申請する際に、正しい内容であることを事業主に確認してもらった証明として、申請書類に押印などを求めてもよいですか。

A 17

厚生労働省からは押印を求めておりませんが、事業主と代理人との間で確認等のために押印などを求めることは差し支えありません。

ただし、申請書類に押印されていても不備が増えておりますので、労働局に提出される前に今一度内容をご確認くださいようお願いいたします。

■申請後について

Q18 申請したものを取り下げることができますか。

A 18

申請の取り下げを希望する場合は、管轄労働局長がこれを認めた場合に限り、取り下げができることとなっています。

そのため、まずは申請した労働局等にお問い合わせください。そのうえで、申請の取り下げを行う場合は、任意様式にその旨を記載して申請した労働局等へ提出してください。

ただし、取り下げを希望した場合でも、提出された支給申請書等の書類を返却しないことがあります。

Q19 申請した書類の原本は保存する必要がありますか。

A 19

はい、保存しておく必要があります。

「共通要領」に基づき提出又は提示した書類等の原本（原本を提出した場合はその写し。電子情報を含む。）や「各助成金別要領」に定めがある書類等（法定帳簿等）を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければならないことになっています。

また、社会保険労務士や弁護士に依頼した場合であっても、必ず申請した書類の写しを受領して保存してください。

なお、適正支給の観点から、労働局では助成金支給決定後に調査を行う場合があります。このとき、申請した書類等が適切に保存されていない場合は、支給決定を取り消し、支給した助成金の返還を求めることがあります。

Q20 他省庁や自治体が支給している補助金や助成金と同時に受給することはできますか。

A 20

他の公的な機関からの補助金や助成金であっても、その趣旨、目的、助成内容等から判断して助成金の二重取りになると考えられるような場合等は、同時に複数の助成金を受給することはできず、併給調整することとなります。

Q21 A20の併給調整とは具体的にどのようなものですか。

A21

助成金の対象となる取り組みや経費に対して、複数の助成金を重複して受給できないようにするルールです。同じ目的や同じ対象労働者の人件費や設備費等に対して二重に助成金を受け取ることは助成金の目的から逸脱するので、同時に受給しないよう調整をかけることです。

例えば、労働者の賃金に対する助成金がA助成金とB助成金の2種類ある場合、双方の趣旨、目的等が重複していれば、A助成金またはB助成金のどちらか一方しか受給できません。

雇用関係助成金内の併給調整については[併給調整早見ツール](#)をダウンロードの上、ご確認ください。

Q22 社会保険労務士などの代理人が支給申請書を提出した場合、支給決定通知は代理人宛てに送付されるのでしょうか？

A22

いいえ、支給決定通知は申請主体である事業主宛に送付します。

また、電子申請の場合も事業主宛に通知します。

■不正受給について

Q23 どのような場合に不正受給に該当しますか。

A23

故意に支給申請書等に虚偽の記載を行ったり、または偽りの証明を行い助成金の支給を受けた場合は不正受給に該当します。これに加えて、実際に支給を受けず、受けようとした場合にも不正受給に該当する場合があります。

Q24 労働局から適正支給のため調査の協力依頼がありました。協力したほうが良いのでしょうか？

A24

審査に必要な内容や助成金の適正支給のため、労働局から調査の協力依頼をすることがあります。調査の過程では、申請者が保管している書類の提出を求めたり、従業員や取引関係者等にもヒアリングのお願いをすることがありますが、不正受給を防ぐためにもご協力をお願いします。

なお、調査に協力しない場合は、助成金を支給しないことがあります。

Q 25 不正受給した場合、どうなりますか。

A 25

労働局において不正受給決定された場合、

- ・支給した助成金
- ・不正受給日の翌日からの延滞金
- ・不正受給した額の2割に相当する額

を納付しなければなりません。

さらに、

- ・不正受給決定日から5年間、雇用関係助成金を受給できない不支給措置
- ・一定の基準に該当した場合、「事業主名及び代表者名等」の公表

となります。

加えて、詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発をすることがあります

その他、「各助成金別要領」に規定がある場合はそれに沿った対応をいたします。

Q 26 5年間の不支給措置を受けましたが、措置を受けた法人を廃止し、新たな法人を設置し、事業を引き継いだ場合、引き続き不支給措置の対象となりますか。

A 26

引き続き不支給措置の対象となる場合があります。

仮に、不支給措置を受けた法人が廃止され、別の法人が登記された場合でも、廃止前の法人との事業の同一性等を総合的に勘案し、同一法人だと判断した場合は、引き続き不支給措置の対象となります。